

8月2日(土)

- 船団パレード 午後2時～3時
- 街頭パレード 午後3時～3時30分
- かつおを使った料理が青鯉会の広場で無料！
午後6時～9時
- 合わせ御霊入場 午後6時50分
- 総踊り 午後7時～9時

8月3日(日)

- 大漁みこし 午後2時～4時
- かつおのさしみ大試食会 午後6時～
- 漁師なべ 午後6時30分～
- 花火大会 午後8時～9時

エフエム鹿児島公開録音

『フィール・ザ・ミュージック DA!』

ゲスト/かりゆし58

公開録音 8月3日(日)午後5時～8時 第1ステージ

放送日時 8月11日(月)午後4時～7時55分の予定

- ① 全日写連枕崎支部会長 米村道博 宮前町3番地
 - ② 枕崎市内写真館
 - ③ 水産商工課
TEL721111 内線462
- 応募締切 8月29日(金)
午後5時必着



さつま黒潮きばらん海 枕崎港まつり

きばらん海に行こう！

8月2(土)・3日(日) 枕崎漁港一帯ほか

この他イベント盛りだくさん！

- 問合せ きばらん海事務局
枕崎市折口町58 TEL72-1072
- 受付時間 午前10時30分～午後6時(日曜日休)

浴衣の無料着付けを行います

今回新たに、ゆかたの無料着付けを致します。
日時 8月3日(日)
午後3時～7時

※希望者は7月未までにきばらん海事務局にご予約ください。男女は問いません。
なお、着付け直しはご予約なしで利用できます。

**枕崎港まつり
カッター大会
一般参加チーム募集**

気の合う仲間8人でチームをつくり、奮ってご参加ください。

なお、市内小・中学校の児童生徒も参加します。ご声援よろしくお願ひします。

日時 8月3日(日)
午前8時～正午

場所 枕崎港内港
申込み 所定の申込用紙(総合体育館備付)で7月23日(水)までに。

問合せ 保健体育課
TEL720170

未来に生かす 私の一票



選挙に行こう！

7月13日 鹿児島県知事選挙

投票日 7月13日(日)

投票時間 午前7時～午後6時

※道野、真茅、下山、金山、木小屋、田布川の投票所の投票時間は、午前7時から午後5時まで。

◎投票日に仕事や旅行、レジャー等の予定がある方は
【期日前・不在者投票】

- 7月12日(土)まで
- 毎日午前8時30分から午後8時まで
- 市役所北別館1階会議室

問合せ 枕崎選挙管理委員会 TEL(72)1111 内線310

■税に関するお知らせ

平成19年に所得が減って所得税が課されなかった方 申告により、平成19年度の住民税が還付されます

■税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受けた方については、平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済の場合は還付します。

※この措置は、「平成19年分の所得税が課税されない程度の所得となった方」を対象としており、所得税の住宅ローン控除の適用などにより、平成19年分の所得税が課税されない場合は対象となりません。

申告期間
平成20年7月
1日～31日

例えばこのような方

●出産や病気のため長期休職されていた方

●定年退職された方や依願退職された方

●自営業で業績悪化のため大幅に所得が減った方で、平成19年分の所得税が課されなかった方



■該当すると思われる方には、事前に7月初旬に案内文書をお送りしています。
※注意：この制度の適用を受けるには、平成19年度・20年度の申告または会社からの給与支払報告書の提出が済んでいることが必要です。

申告を お忘れなく！

■問合せ 税務課課税係 TEL72-11111 内線154・155

障害者、寡婦(夫)等の控除の 申告漏れはありませんか

障害者、寡婦(夫)の方は、所得税・住民税それぞれ控除があります。確定申告をしている方で、内容に誤りや控除の漏れがあり、税が還付になるときは申告期限から1年以内に限り「更正の請求」による所得税の還付ができます。

また、確定申告をされていない方は、5年間さかのぼって確定申告ができます。住民税につきましても、申告漏れがありましては5年間遡って申告受けをしています。ご不明な点がありましたら、お気軽に税務課へお問い合わせください。

※寡婦の該当要件は次のいずれかに該当する方です。

- 夫と死別又は夫の生死が明らかでなく、所得が500万円以下の人
- 夫と死別・離婚、又は夫の生死が明らかでなく親族又は子を扶養している人
- 寡婦の該当要件
- 妻と死別・離婚又は妻の生死が明らかでなく、所得が500万円以下で子を扶養している人

■問合せ 税務課課税係 内線154・155

省エネ改修工事を行った住宅の 固定資産税の減額措置について

既存住宅において、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事が行われた住宅については、床面積が120㎡分までを限度として、翌年度分の当該家屋の固定資産税の3分の1が減額される措置が創設されました。

■要件

- 次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと。
- ①窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事
- 改修工事が平成20年1月1日に存する住宅(賃貸住宅を除く)において行われること。
- 改修工事に要する費用が30万円以上であること。
- 改修後3か月以内に建築士等による証明書を添付して申告してください。

■問合せ 税務課固定資産税係 内線156